

唐代中国および律令期日本における土地表示法

— 条里呼称法の起源と特性をめぐる初歩的検討 —

金 田 章 裕

【要約】 敦煌・吐魯番出土文書などによって知られる唐代中国の土地表示法は、農地については県・郷・里などの行政単位や村・渠などの固有名詞でその所在を示し、四至を記載することによってその境域を確定するのが一般的であり、州県城などからの方向と距離が加えられることも多かった。都城や州県城などの市街地においては、逐一固有名詞が付された坊名によって表示し、さらにその内部を角・隅・門・十字街などからの方位で示すものであった。ところが、日本の都城では、平城京において、藤原京とは異なって、画一的な坊を数詞で表示し、さらにその内部もまた数詞の坪で表示するシステムが採用されており、平安京ではこのような条坊呼称法や坊とその内部の区画などがさらに完全に画一化され、数詞による表示も「町」内にまで及んでいる。このような機械的な数詞による条坊呼称法の導入・成立プロセスは先に解明した条里呼称法のそれと類似しており、いずれも唐代の一般的土地表示法とは全く異なる。日本における数詞による統一的・機械的な条坊呼称法と条里呼称法は、中国から直輸入してそのまま適用したシステムではなく、八世紀以後の日本の現実に対応しつつ、次第に完成度を高めていったものである。都城の坊内の表示を別とすれば、条坊呼称法の方が条里呼称法の条里プランへの導入に先行していることは確実であるが、条里プランの里の区画は、これとは別に和銅年間における度地尺の変更後の距離の一里を基準として設定された可能性についても検討した。

史林 六六卷三号 一九八三年五月

一 視角と目的

律令期の日本における土地計画を特徴付けたのは、都城・条里などに代表される方格プランであった。碁盤目状の街路

網あるいは径溝網によって土地の区画を行ない、例えば平城京では「左京七條二坊十四坪」、大和国では「山辺郡七條三里二十四坪」といったように、一定のシステムに従って区画に数詞を付して土地を表示した。

後者のような表示法すなわち条里呼称法は、一町(約一〇九メートル)方格の条里地割と共に、近畿地方をはじめ開発の古い主要な平野部において広く使用された。国によって呼称体系に若干の差異はあるものの、一町四方の区画三十六個からなる六町四方を里と称し、その内部に一ノ坪～三十六ノ坪の坪並を付す例が多く、また里の列の一方を条、一方を里として郡ごとに一定の方向に数詞で数えるのが典型的なものであった。このような統一的・機械的な土地表示法は、一町方格の画一的・規則的な土地区画とあいまって、条里プランの展開と定着に大きな役割を果たしたものと推定される。

ところが、この条里呼称法の導入は、一町方格の地割すなわち条里地割の施行と必ずしも同時ではなく、国によって遅速があるものの、ほぼ八世紀中頃のことであることを先に明らかにした。条里地割の施行の起源や、班田開始の時点より、はるかに後になって条里呼称法が導入されて条里プランが完成したのであり、それ以前における土地表示が一町方格の地割に対応した小字地名的名称によったと考えられる例が多いことも同時に指摘したところである。条里プランのこのような完成のプロセスにおける条里呼称法の導入の意義や機能、あるいは完成・定着・崩壊のプロセスにおける小字地名もしくは小字地名的名称の発生・再編などについても考察をめぐらした。しかし、条里呼称法そのものの由来については全くふれ得なかった。小稿の目的は、八世紀の中頃に導入された新しい土地表示システムである条里呼称法の起源や特性について検討を試みることにある。

ところで、八世紀前半頃の日本の基本法であった大宝律令は唐の永徽律令を基準としたものであったと考えられているのははじめ、隋唐の律令を継受することによって、日本の律令体制が成立したものであったことは、中田薫^②・滝川政次郎^③・仁井田陞^④・利光三津夫^⑤・曾我部静雄^⑥・池田温^⑦・井上光貞^⑧・吉田孝^⑨・押部佳周^⑩等多くの先学によって詳説されているところであり、周知のところである。条里プランや都城プランについても、その原型が中国に求められるという点については

疑がさしはさまれたことがない。

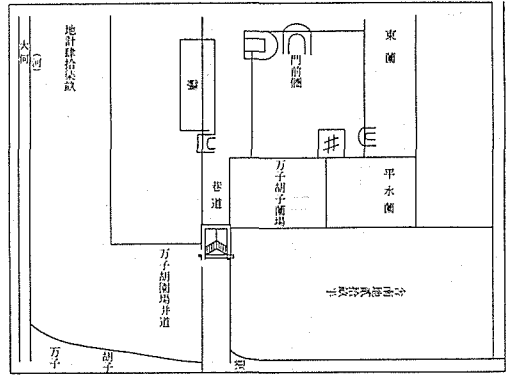
そこで、小稿においても唐代を中心とした中国の土地表示法に関する初歩的な整理を試みることから始めたい。律令期の土地計画に関連の深い戸令・田令については、唐令と日本令にそれぞれ対応する部分があったことが知られているが、その日本令に定められた班田收授の法と条里呼称法とが直結したものでなかったことが判明した以上、それらの法令の対比とは別に土地表示法そのものの対比・検討を試みることも、考察の最初の段階において必要な手続きの一つと考えるからである。

- ① 金田章裕 「条里プランと小字地名」(『人文地理』三四—三)、一九八二年
- ② 中田薫 『法制史論集』第一巻、一九二六年
- ③ 滝川政次郎 『律令の研究』刀江書院、一九三一年
- ④ 仁井田陞 『唐令拾遺』東大出版会、一九三三年
- ⑤ 利光三津夫 『律令及び令制の研究』明治書院、一九五九年
- ⑥ 曾我部静雄 『律令を中心とした日中関係史の研究』吉川弘文館、一九六八年
- ⑦ 池田温 「唐律令の継受をめぐって」(『日本思想大系月報』五五) 一九七六年
- ⑧ 井上光貞 「日本律令の成立とその注釈書」(井上・関・土田・青木『律令』岩波書店、所収) 一九七六年
- ⑨ 吉田孝 「日本における唐賦役令の継受——雑徭条を中心として——」(『唐代史研究会編』中国律令制とその展開——周辺諸國への影響を含めて——) 一九七九年
- ⑩ 押部佳周 『日本律令成立の研究』塙書房、一九八一年
- ⑪ 前掲④および、井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫『律令(日本思想大系3)』岩波書店、一九七六年

二 唐代の方格地割と土地表示法

A 方格地割について

中国には、古くから方格地割制度もしくはその理念が存在したことはよく知られている。その最も代表的なものが井田制であり、『孟子』滕文公章句上に「方里而井、井九百畝其中爲公田、八家皆私百畝、同養公田」とあり、『周礼』地官小司徒に「九夫爲井、四井爲邑、四邑爲丘」とあることなどが主要な典拠であった。小川琢治・米倉二郎の視点を再検討



第1図 9～10世紀頃 沙州□万子・胡子宅舎田園図
(池田温『中国古代籍帳研究』注二②316号)

しつつ、水津一朗^③はさらに、『周礼』地官遂人にある「夫閭有遂、遂上有径、十夫有溝、溝上有畛、百夫有洫、洫上有涂」および「五家爲鄰、五鄰爲里、四里爲鄩」といった規定から二種の方格地割を推定し、その漢代阡陌への転換過程をも推定した。このような検討の一方で、十万分の一地形図によって、大行山脈東南部をはじめ各地に方格地割の遺構と推定されるものを検出している。漢代の阡陌とは、『漢書』卷二十四、食貨志第四に「及秦孝公用商君、壞井田、開阡陌」とあり、また『史記』卷六十八、商君列伝第八に「凡三十一縣爲田、開阡陌封疆」とあるもので、他に木村正雄・米田賢次郎・楠山修作^④・古賀登^⑦などの各説があつて必ずしも一致してはいないものの、いずれも方格地割そのものの存在を認めていることは共通している。

一方、『水経注』卷十、濁漳水に「號天井堰、二十里中作十二壇、壇相去三百步、令互相灌注、一源分爲十二流、皆懸水門」とある記述もまた壇の規則的な配列すなわち方格地割の存在を推定させるものであり、好並隆司^⑤・水津^⑥・米田^⑧等によって検討が加えられているところである。

これらはいずれも唐代における方格地割の存在を直接示すものではない。しかし、一旦施行された土地区画や径溝が継続し、踏襲される場合が多いこと、日本令の班田制が方格地割と深く関連していたと推定されるように、唐代の均田制の背後にも類似の方格地割を想定する方が考え易いといったところが一般的な理解のようである。^⑩

敦煌・吐魯番出土文書によって、池田温はさらに具体的に「計画的区画割り」を推定している。^⑫例えば、吐魯番出土の西魏計帳様文書に記載された各戸の已受田は、麻田・正田ともにほぼ五畝・一〇畝・二〇畝といった規格的な面積となっ

ていること、如意元年（六九二）のいくつかの堰頭牒に記載された地段の場合も二畝・四畝といった例が多いこと、さらにこれらの四至の記載から、ほぼ規則的な区画を想定して配置を推定して特に矛盾が生じないこと、などがその根拠である。敦煌の九世紀後期～十世紀頃と推定される某戸の宅舎田園図は第1図の如きものである。^⑮一応方形の土地区画を描いていることには注意しておきたい。やはり敦煌出土の文書に、計一四筆の土地の面積を各区画の東西・南北の長さによって示している例があることからみても、碁盤目状であるか否かを別とすれば、方形の土地区画であったことだけは間違いないところであろう。

以上のように、詳細な検討が十分であるわけではないものの、唐代においても方格地割が存在した可能性は大きいといわねばならない。しかも、長安城・洛陽城の兩京が典型的な方格プランの都市であったことは周知のところである。

B 敦煌出土文書における土地表示法

唐代の敦煌は沙州として燉煌・寿昌の二県を管し、寿昌が郷であった天宝九載（七五〇）には燉煌県に十三郷が属していた。^⑯そのうちの効穀郷の戸籍には、受田の状況を次のように記している。

- (1) 周大足元年（七〇二）沙州燉煌縣効穀郷籍^⑰

戸主邯壽壽掣陸歲 白丁 課戸見輸女

（中略）

合應受田壹頃參拾壹畝

八十七畝未受

一段陸畝永業 城東卅里兩支渠 東宋孝行西邯娑 南張善貴北荒

（下略）

すなわち、一筆ごとに、①面積、②永業・口分・賜田等の別、③州县城からの距離、④水源となる渠名、⑤周囲を画する

四至が記されている。^①このように、土地表示は、州京城からの距離と渠名および四至によって示されており、このような様式は少し前の西魏の計帳様文書においても次のように基本的には変わらない。

(2) 大統一三年(五四七)計帳様文書^②

一段十畝 麻 舍西五步 東至舍、西至渠、南至廣世、北至阿奴狐

前掲(1)と異なるのは、受田の種別名が麻田・正田となっていること、^③距離が州京城を基準とせずに「舍」から示されていること、渠名がないことなどである。

戸籍・計帳類でない文書においても、土地表示法は同様である。

(3) 周聖曆二年(六九九)三月燉煌縣檢校營田人等牒^④

平康郷

司馬地一段十四畝城北三里宋渠、東渠、西渠、南渠、北張住

右件地平康郷人宋懷道種麥

(4) 周聖曆二年前後燉煌縣勲蔭田簿^⑤

壹段伍畝勲田 城南柒里陽開渠、東郷仁西郷仁、南渠、北道

(5) 大中六年(八五二)一〇月二七日以後沙州僧張月光父子廻博田地契^⑥

宜秋平都南枝渠蘭舍地道池井水、計貳拾伍畝、博僧呂智通孟授蒼同渠地伍畦共拾壹畝兩段、
東至闔家及子渠、西至闔咄兒及
迤女道、南至子渠及張文秀、北

家至闔

(3)は欠職官の地についての里正の牒、(4)は勲田・蔭田を列挙した簿、(5)は園舎・車道・井水・田地等の交換文書であるが、いずれも渠名でおおよその位置を示し、詳細は四至で表示する様式となっている。

このほか、山本達郎が敦煌発見の戸制・田制關係文書として列挙したものに、つぎのような以上の例とはやゝ異なる

る土地表示のタイプがみられる。

(6) 雍熙二年（九八五）沙州鄧永興等戸口受田簿^②

都受田 請南沙楊開河上界地壹畦參亩 東西至袁佳子、南至自田、北至河

(7) 九世紀前半沙州諸戸口数地畝計簿^③

董光順十口六十一畝廿五畦辛渠 卅畝十 九畦陽開渠 計一頃

(8) 沙州諸渠諸人粟田・南地畝目^④

大弟一渠裴衍子粟田南中半（中略）小弟一吳保召南半畝

(9) （地段丈量文書）^⑤

蘭後地東西二十步 □ 步計三百步又地東西二十九步半南北十步半計三百一十步

(10) 沙州諸渠諸僧・官等菜園目^⑥

大弟一金唐蘭梨苜蓿馬定德苜蓿園（中略）小弟一

(6)は受田の所在地名を示した上で田土の畦数と面積を記してその四至を示し、(7)は戸主ごとに戸口数を示し、その田土面積、畦数を渠ごとにまとめて記している。(8)もまた粟田の所在を渠ごとにまとめた上で人名ごとに面積を示しており、(10)の場合にも基本的には(8)と同様であるが、面積はない。(9)は土地の一笔ごとに東西・南北幅と面積を記したものである。

(6)～(10)はいずれも均田制崩壊以後のものと考えられており、唐末～宋代に下る時期のものである。唐代の事例とは多少異なっている表記例ではあるが、やはり、基本的に渠名もしくは渠名に四至等を加える形で土地表示がなされていることに注意しておきたい。渠名の中には大第一渠・小第一渠といった数詞を使用したものもみられるが、他が固有名詞であることからすれば、これを数詞による一定の土地表示システムに直結させるのは困難である^⑦。また次のような例もあるが、これも同様である。

(1) (土地売買文書)^④

宜秋十里西友地壹段共柒畦拾畝東道西渠南？
故北武再々？

これは、前掲(5)と共に宜秋渠にかかわるものと思われ、詳細は不明としなければならないが、この「十里」は距離を示す可能性が高いと思われる。^④

C 吐魯番出土文書における土地表示法

吐魯番盆地も唐代には西州として唐に属し、高昌(前庭)・柳中・交河・蒲昌・天山の五県を管していた。^④ 吐魯番からも多数の唐代の文書が出土しているが、戸籍や田籍では次のような土地表示法となっている。

(1) 西州高昌縣籍^④

一段二畝永業常田 城西十里武城渠東張懷德西至渠 南劉春海北田海護

(2) 開元四年(七一六)西州柳中縣高寧鄉籍^④

壹段壹畝永業部田
貳易 城西参里 東趙相 西董懷 南馮青 北白柏

(3) 開元二九年(七四二)前後西州高昌縣退田簿及有関文書^④

(a) 壹段壹畝永業部田 城西捌里白渠 東至渠 西水田 南索父羅 北司空

(b) 壹段壹畝永業部田
参易 城西拾里 東張斌 西水田 南至塞 北至渠

(c) 壹段壹畝永業部田
参易 城西拾里南魯塙 東范默奴 西至渠 南至渠 北至渠

(d) 同張師訓剩退壹段参畝永業部田
参易 城東肆拾里柳中縣 東至渠 西至渠 南渠住 北至道

(中略)

(e) 壹段貳畝永業部田
参易 城東貳拾里高寧城 東至荒 西至荒 南至隘

(中略)

(f) 暮義里^(終)

(1)・(2)は敦煌出土文書のB(1)・(2)と基本的に同様であり、一筆ごとに④面積、⑤地種、⑥州県城からの距離、⑦渠名、⑧四至を示すのが一定の様式であったようであるが、(2)には渠名がない。(3)の退田文書でも同様であるが、(f)のように郷の下の里名まで記していること、(b)のように渠名がないもの、(c)・(e)のように「塙・城」などを記しているもの、(d)のように隣接県に所在するものなどの例が知られる。(c)・(e)のような例のほかにも、「新興尉将潢」^⑨、「土營部」^⑩、「屯亭」^⑪「寧代苦具谷」^⑫などの名称が③の渠名に代わって記されている場合がある。このような状況は給田文書にも見られるところである。

以上のほか、次のような様式の文書にも土地表示の例を見ることができる。

(4) 唐代欠田文書^⑬

寧昌郷

(中略)

康大智^⑭丁欠常田二畝
部田四畝

(5) 周天授二年(六九二)西州高昌縣諸堰頭等申青苗畝數佃人牒^⑮

(a) □渠第一堰々康阿戰

□職田捌畝半^(種粟)
佃人焦智通

(b) □渠第十三堰々頭康力相

回進通貳畝^(自佃)

(中略)

(c) 索渠第四堰

(6) 周如意元年(六九二)西州高昌縣諸堰頭等申青苗畝數佃人陸

(a) 張子仁田貳畝 佃人趙孤 東白赤奴 西道 南渠 北縣令

(b) 焦才感貳畝 荒 東竹住々 西焦感 南康父師 北 渠

(4)は欠田を郷ごとに、戸主別に列記した一覽であり、(5)(a)・(b)、(6)(a)・(b)は周藤吉之が佃人文書の様式を整理して描出したもの四種である。^④一筆ごとの土地の所在を表記しているのは(6)(a)・(b)であるが、いずれも四至のみで示している。(5)では某渠および索渠において堰に教詞を付していた例が知られる。明確に順に番号を付しているという点では、管見におけるわずかな例であるが、対象は堰であることに注意しておかねばならない。しかも、同文書の他の例をはじめ堰もやはり固有名詞で表現されているのがほとんどである。吐魯番でも、敦煌と同様に土地の表示は基本的に渠名と四至によっており、さらに確實を期す場合に州県城からの距離などを加えていることになる。^④

渠名で土地を表示することは唐代以前においても行なわれていたようであり、例えば次のような例がみられることを加えておきたい。

(9) 高昌延昌廿四年(五八四)二月七日、道人智賈假田契^⑤

道人智賈、從田阿泉邊、夏南渠 常田一畝、交与銀錢五文錢

D 敦煌・吐魯番以外の土地表示例

敦煌も吐魯番も、唐代にはその版図に含まれており、前者は二県を管する沙州、後者は五県を管する西州として、土地制度上もその法制下にあった。均田制下にあったことも、実施状況などの細部を別にすれば、前掲の事例からも知り得るところである。従って、敦煌・吐魯番出土文書にみられた土地表示法が唐代中国の一般的状況を示すものである可能性は極めて高いといえようが、^⑥何分にも両地域共に西域の乾燥地域であり、そのまま一般化して考えてよいものかどうかは逡巡するところである。

ところが、敦煌・吐魯番の出土文書を除けば、唐代の土地表示法を示す同時代の土地関係文書は極めて少ない。しかし、仁井田陞があげている事例の中に次のような例がある。^{①⑦}

(1) 北魏正始四年（五〇七）土地売買文書^⑧

北坊民張隸洛、從糸民路阿臯 買塚田三畝、南齊王墓、北弘五十三步 東齊^⑨墓 西另十二步 碩絹九匹

(2) 元和九年（八一四）土地売買文書^⑩

高進臣買德地一段 東至東海 西至山 南至釵谷 北至長城（中略）涿州范陽縣向陽鄉永樂村敦義里南二里

(3) 大中五年（八五二）勅内庄宅使牒^⑪

萬年縣涿川鄉陳村安国寺金經（中略）地壹□畝玖分、疋居東道并菜園 西李祿和 南龍道 北至道

(1)は現在の北京西南にあたる涿州で発見されたもので唐代より前であるが、やはり四至で土地を表示しており、この点については(2)・(3)も同様である。(2)も(1)と同様に涿州のもの、(3)は長安城東郊の澠水付近の土地表示例である。いずれも、四至を基本とし、加えて郷・村名およびそこから距離を加えている例もある。前掲の敦煌・吐魯番出土文書の例と類似した表示法であり、このような行政単位や固有名詞あるいは州県城などの主要な目標物からの方向・距離によって位置を示し、四至によってその境域を明示するのが唐代の土地表示の一般的な方法であったと考えてよいようである。

以上のように、唐代の農地部分における土地表示法は一応明らかとなったが、これらが方格地割と具体的にどのようにかかわっていたかは全く不明とせざるを得ない。一方、唐代には長安城・洛陽城をはじめとする整然と方格に区画された都城プランが存在していたのであるから、次にはこのような都市域における方格プランと土地表示法についてみておかねばならない。

① 小川琢治 「阡陌と井田」『支那歴史地理研究 続集』弘文堂書房

所収）一九二九年

② 米倉二郎 『東亜の集落』古今書院、一九五九年、一〇五～一〇七

- ③ 水津一郎 「古代華北の方格地割」『地理学評論』三六一—、一九六三年
- ④ 木村正雄 「『阡陌』について」『史潮』二二—二、一九四三年
- ⑤ 米田賢次郎 「漢魏の屯田と管の占田・課田」『東洋史研究』二二—四、一九六三年
- 同 「二四〇歩一畝制の成立について——商鞅変法の側面——」『東洋史研究』二六一—四、一九六八年
- ⑥ 楠山修作 「阡陌の研究」『東方学』三八、一九六九年
- ⑦ 古賀登 「漢長安城と阡陌・泉郷亭里制度」雄山閣、一九八〇年、九二—二六頁
- ⑧ 好並隆司 「曹魏屯田に於ける方格地割制」『歴史学研究』二二—四、一九五八年
- ⑨ 水津 前掲⑤
- ⑩ 米田 前掲⑤ 一九六三年
- ⑪ 例えば、堀敏一は「均田制をはじめとする後世の制度に影響を与えたのは、現実におこなわれた井田制ではなく、文献によって伝えられた井田制の内容である。それはいわば伝承化され神話化された井田制である」『均田制の研究』岩波書店、一九七五年、三頁とする。周代はともかく、唐代に「伝えられた井田制」が大きな影響力をもっていたことに異論はないのであるから、実際に方格地割を施行した可能性は大きいといえよう。
- 池田温は 開元八年（七二〇）の勅（『唐大詔令集』卷一〇三、『文苑英華』卷四六〇、所収）に「彼等のために田土をひとしくし、すみやかに耕地区割を整えてやり」という一節があることを、井田制の理論につらなる土地制度を強く意識していることの一証としている（『均田制——六世紀中葉における均田制をめぐって——』『古代史講座』8、古代の土地制度』学生社、一九六三年、所収）が、そこにはと

もかく耕地区画の語が見える。

- ⑫ 池田温 『中国古代籍帳研究——概観・録文——』東京大学出版会、一九七九年、四五—四七頁
- ⑬ 池田 前掲⑫所載三一六号文書、六六九頁
- 池田は「中国古代の租佃契（中）」（『東洋文化研究所紀要』六五、一九七五年、）においても耕地の配置推定復原図を作製して方形の耕地区画を推定し、さらに第1図の例を引用している（同論文、注58）。
- ⑭ スタイン蒐集漢文書四六六一号、（山本達郎「敦煌発見戸制田制関係文書十五種」『東洋文化研究所紀要』一〇、一九五六年）所載、後掲事例(9)
- ⑮ 菊池英夫 「唐代敦煌社会の外貌」（池田温編『講座敦煌』3、敦煌の社会）大東出版社、所収、一九八〇年
- ⑯ 池田 前掲⑫ 所載四号文書
- なお、以下の事例は土地表示の様式を典型的に示す類例の典型的な個所を列挙したものである。文書名は原則として、引用書に付された名称を示したので、小稿における引用事例全体としてはやや不統一となっている。また、引用書において文書名が付されていない場合、筆者が文書の内容を示すための仮名を付した。この場合には文書名を（ ）で囲んで区別した。
- ⑰ 戸籍等、敦煌出土文書による耕地をめぐる研究は極めて多いが、例えば、天宝六載（七四七）戸籍残卷（パリ国立博物館三、三五四号、那波利貞「千佛巖莫高窟と敦煌文書」『西域文化研究第二』一九五九年所載）の整理から、日野開三郎が「玄宗時代を中心として見たる唐代北支禾田地帯の八・九兩等戸に就いて」『社会経済史学』二一—五・六、一九五五年）各戸所有地の約三分の二が一〇畝以下の小面積の地筆であり、一戸平均一〇筆弱となっていることを指摘していることに注意しておきたい。また四至には当該地筆所有の戸以外の人名が

出てくることが多いことから推定される「錯開状態」について、日野のほか山本達郎（『敦煌地方における均田制末期の田土の四至記載に関する考察（一）』『東方学会創立二十五周年記念東方学論集』一九七二年ほか）、西嶋定生「吐魯番出土文書より見たる均田制の施行状態」『西域文化研究第二』一九五九年）、菊池英夫（前掲⑮）などの様々な背景の分析・推定がある。ここでは土地表示法のほか、このような「錯開状態」が日本の口分田の班給状況と比べても異質のものでないことだけに注意を払っておきたい。

⑮ 山本達郎 「敦煌発見計帳様文書残簡（上）——大英博物館所蔵スタイン将来漢文書六一三〇号——」『東洋学報』三七（一）、一九五一年 所引。

⑯ 唐代の土地の種別は園宅地のほか、前述のように永業田・口分田・賜田など還受・不還受の別によったが、北魏・西魏では宅地あるいは園宅地のほか、本来作物の性質によって還受・不還受の別が定められており、北魏では露田・麻田・桑田、西魏では正田・麻田の二種であった（堀敏一、前掲⑩ 一五八～一六六頁および一八二～一九〇頁）。

⑰ 大谷探検隊将来西域出土古文書、池田、前掲⑫ 一二四号文書
 ⑱ 大谷探検隊将来西域出土古文書、池田、前掲⑫ 一二五号文書
 ⑳ ペリオ蒐集漢文書三三九四号、池田、前掲⑫ 二七五号文書

㉑ 山本 前掲⑮
 ㉒ スタイン蒐集漢文書四一二五号、池田 前掲⑫ 三一二号文書
 ㉓ スタイン蒐集漢文書四四九一号、池田、前掲⑫ 二七〇号文書。

㉔ 敦煌は建中二年（七八一）に吐蕃に攻陥され、以後大中二年（八四八）までその支配下にあったという（藤枝晃「吐蕃支配期の敦煌」『東方学報』三一、一九六一年）から、唐代とはいえ当然のことながらこの時期については一応区別して考える必要がある。

㉕ ペリオ蒐集漢文書三三九六号、池田、前掲⑫ 三〇八号文書、同

書によれば十世紀頃と推定されている。

㉖ スタイン蒐集漢文書四六六一号、山本、前掲⑮ 同論文では使用文字から、宋初頃と推定されている。

㉗ ペリオ蒐集漢文書三三九六号、池田、前掲⑫ 三〇九号文書、同書によれば十世紀頃と推定されている。

㉘ (8)・(10)の「大第一・小第一」二つの渠名は各々同一のものをさすと見てよいが、各々の文書中の多くの渠名がすべて固有名詞であり、那波利貞が紹介したペリオ蒐集漢文書五六〇号の紙背文書にも「小第一渠」を含む極めて多数の渠名が見えるが、他に類似の例はない（『唐代の農田水利に関する規定に就きて（一）』『史学雑誌』五四—一、一九四三年）。この中にみえる「三支・六尺・千渠」なども、一定の機械的土地表示システムには結びつかないであろう。このほか、例えば佐藤武敏「敦煌の水利」（池田編、前掲⑫所収）にも類似はあげられていない。

㉙ 仁井田陞 『中国法制史研究——土地法・交易法』、東京大学東洋文化研究所、一九六〇年、六八〇～六八一頁

㉚ 宣秋渠は「沙州図経」によれば、長さ二〇里で源は州の西南二五里にあるという（佐藤、前掲⑫）代表的な渠であり、「十里」が事例(5)の文書の「平都」に対応するとすれば地名であるかも知れない。

㉛ 布目潮瀨・大野仁「唐開元末府州県図作成の試み——敦煌所出天宝初年書写地志残巻を中心に——」（布目編『唐・宋時代の行政・経済地図の作製 研究成果報告書』所収）一九八一年、右によれば、高昌県は天宝元年（七四二）に更名されたものである。

㉜ スタイン蒐集漢文書四六八二号、池田、前掲⑫、一七号文書、同書によれば七世紀後期のものと推定されている。

㉝ 池田 前掲⑫ 三〇号文書

㉞ 池田 前掲⑫ 一八四号文書 (a) (d)は大谷探検隊将来文書二八五

四号、(e)・(f)は同二八六五号

③⑥ 前掲②⑤ 同二八五四号

③⑦ 前掲②⑤ 同二八七〇号

③⑧ 前掲②⑤ 同二八六〇号

③⑨ 前掲②⑤ 同三三七七号

④① 大谷探検隊将来文書二九二二号、西村元佑「唐代吐魯番における均田制の意義」(『西域文化研究 第二』一九五九年、所収)、所載。

④② 池田 前掲②⑤ 二二〇B文書、(a)は大谷探検隊将来文書三三七二号、(b)は同三三七四号、(c)は同二二二三号

④③ 池田 前掲②⑤ 二二〇C文書、(a)は大谷探検隊将来文書二八五一号、(b)は同二二一〇号

④④ 周藤吉之「個人文書の研究」(『西域文化研究 第二』所収)、一九五九年、同論文や池田温の以前の論文(前掲②⑤)では個別の文書として紹介されていた。

④⑤ 池田温は籍帳の書式について整理している(前掲②⑤ 六四・六五頁)が、土地表示に関連する点は次の如くである。

④⑥ (a) 沙州と西州高昌県は、城からの距離と渠名で表示するに對し、西州柳中・蒲昌ノ県では城からの距離だけで渠名を表さない。

④⑦ (b) 西州で「至某」を頻用するに對し、沙州は「至」字を用いない。また沙州で自田と表記する所を西州は「自至」と記す。

④⑧ (c) 沙州は州・郷若くは州・県・郷・里を登載するに對し、西州では県・郷のみの例がある。

ただし、④⑥についてはB(5)のような至を使用している他の様式の文書があり、唐代以前、以後については籍帳類でもB(2)・(6)などのような使用例がある。

④⑨ 『文物』一九六二・七・八、および池田温「中国古代の租田契(上)」(『東洋文化研究所紀要』六〇、一九七三年)、所載。

④⑩ すでに述べてきた諸例や引用論文のほか、兩州の唐代の村落制度や土地制度についての次の二論文をあげておきたい。

杉山佳男「敦煌の土地制度——均田制施行を中心として——」(池田編 前掲②⑤ 所収)

西村元佑「高昌国および唐代西州の諸契約文書にみえる郷名記載とその消長の意義について」(『唐代史研究会編『中国聚落史の研究——周辺諸地域との比較を含めて——』所収、一九八〇年

④⑪ 仁井田陞『唐宋法律文書の研究』東方文化学院東京研究所、一九三七年

④⑫ 仁井田 前掲②⑤ 一〇五頁

④⑬ 仁井田 前掲②⑤ 一〇八頁

④⑭ 仁井田 前掲②⑤ 一四四～一四五頁

④⑮ 松田寿男・森鹿三編『アジア歴史地図』平凡社、一九六六年、六六～六七頁

④⑯ 愛宕元「唐代兩京郷里村考」(『東洋史研究』四〇―三)、一九八一年

三 唐代の都城プランと土地表示法

A 長安城のプランと土地表示法

開皇二年（五八二）、漢の長安城の東南に隋の文帝が大興城を築き、武徳元年（六一八）、唐の高祖が長安城と改めて都としたものが唐の長安城であり、第2図のような整然とした方形プランであったことは周知のところである。長安城に関する膨大な研究について逐一述べる余裕はないが、近年の発掘調査も含めて研究が進展していることは付言しておきたい。^①さて、唐の韋述が、開元十年（七二二）に著わしたと伝える『兩京新記卷三』^②には、長安城の坊や坊内について次のように記している。

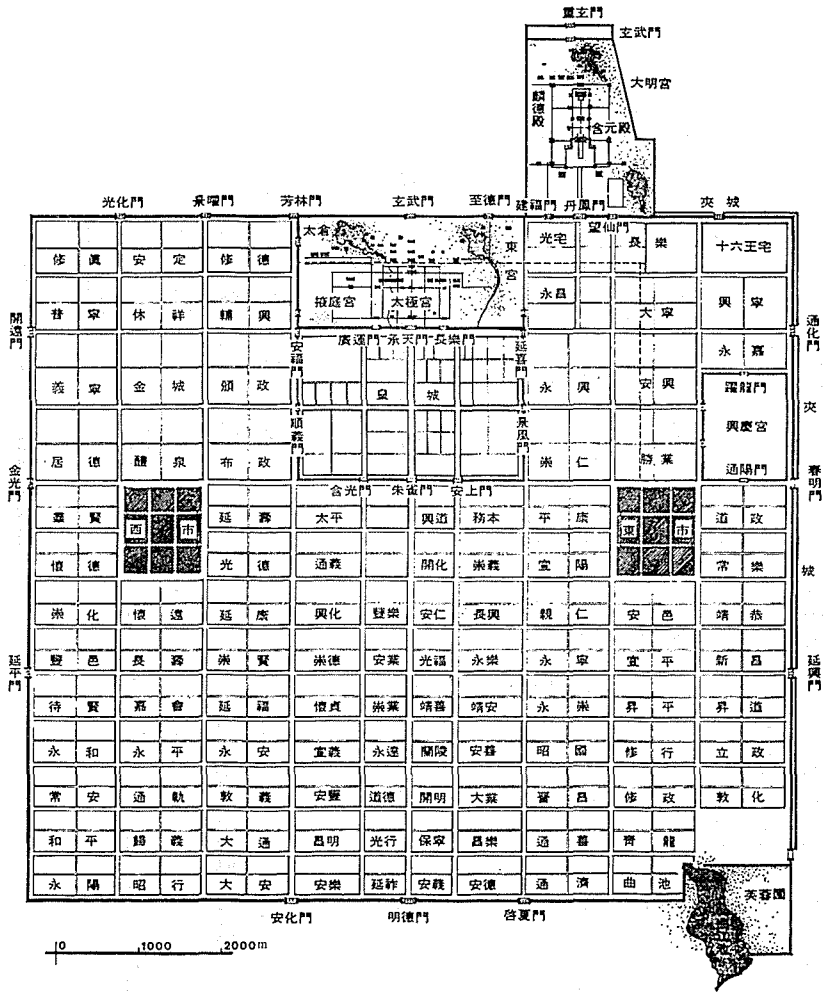
(1) 『兩京新記卷三』

朱雀街西第二街北當皇城南面之含光門街西從北第一曰太平坊西南隅温国寺（中略）西門之北定水寺（中略）次南曰通義坊（中略）

右朱雀街西第二街九坊

朱雀街西之第三街即皇城西之第一街（中略）十字街東之北建法尼寺（下略）

すなわち、朱雀門から南へのびる街路が朱雀街、そこから一本西の含光門から南へのびる街路が含光門街であり、含光門街の西側に北から太平坊、通義坊と固有名詞が付された計九坊が配列するとの説明であり、坊内の位置は西南・西北・東南・東北各隅および西門之北・南、東門之北・南で表示されている。東西の第三街以遠になると、坊内に十字街の呼称が記され、坊が四方に門を開き、十字型に街路が通じていたようであり、北門之西・東、南門之西・東、十字街東之北・東之南・西之北・西之南といった表示法が加わっている。また、第二街・第三街といった数詞は、朱雀街を第一街として数える場合と、皇城の西を限る街路から数え進む場合とを併記していることから知られるように、その位置の説明のため



第2圖 長安城プラン (李允鈺原図『華夏意匠』華風書局, 香港, 1982年 386頁)

のものであり、数詞のみでは必ずしも固定した街路名として使用されているものではない。^④

十一世紀後半に宋の宋敏求が著した『長安志』にも、これとほぼ同様の表記法を示しているが、次のような点は前述の兩京新記残存部にみられないか、それとやゝ異なるところである。

(2) 『長安志』

承天門外横街之南有南北大街曰承天門街

(中略)

承天門街之東宮城之南第二横街之北

(中略)

次南開明坊

自朱雀門南第六横街以南率無居人第宅

(中略)

次南崇義坊

坊内横街之北招福寺

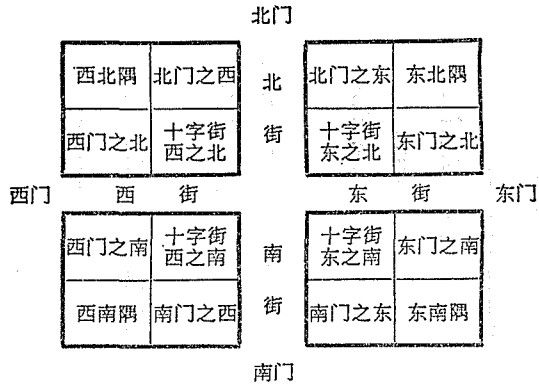
(中略)

次南永興坊

(中略)

街西之北荷思寺(下略)

すなわち、宮城の南の承天門と朱雀門との間の大街が承天門街であること、その東西に各七本の横街があったこと、朱雀門の南でも東西路が横街と表現されていることなどが知られる。朱雀街は朱雀門街とも記されており、他にも門名を冠し



第3図 長安城坊土地表示区画説明図
宿白（『隋唐長安城和洛陽城』『考古』1978年6期）原図

た大街の名称があることからすれば、長安城では大街の多くは門名に由来する固有名詞で呼ばれていたものようである。坊内でも、東西路を坊内横街とし、横街之北・南という両京新記には見られない表現をしており、また、例えば十字街西之北を省略して街西之北というふうに表示している。

坊内の位置表示については、さらに次のようなタイプがある。

(3) 『唐会要』卷五〇、尊崇道教・天宝元年（七四二）

於是置元皇帝廟於大寧坊西南角

(4) 『大平広記』卷四八七、雜伝記部、霍小玉伝

住在勝業坊古寺曲

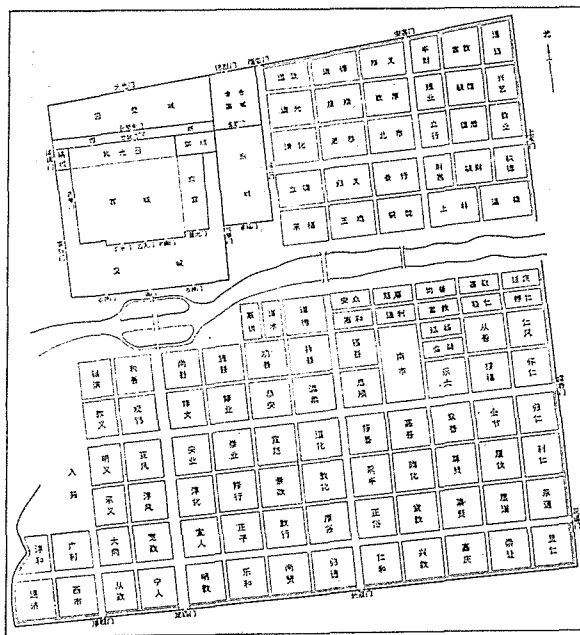
(5) 『入唐求法巡礼行記』卷四

永昌坊入北門西廻第一曲

(3)の西南角は、日野開三郎によれば、西南隅と同義であり、坊を四等分した「角隅制」に由来するものであるという。日野は角隅を単なる土地表示にと

どまらず、『通典』卷三、郷党の項に北齊令をひいて「隅老四人」としていることなどにより、各坊四人の隅の世話人がおかれていたことも推定している^⑥。しかし、土地表示に関しては、前掲の兩京新記・長安志の用例から、宿白は第3図のような土地表示区分を推定しており、これが正しいとすれば日野の推定を再考する必要がある^⑦。また、坊の大きさが第2図のように均一でなく、それに対応した坊内表示がおこなわれていたことにも改めて注意を払う必要がある^⑧。

坊内の位置はさらに(4)・(5)のような曲で表示される場合もあった。この曲は、宿白によれば、坊内の巷とよばれる道路に由来したものであり、北曲・中曲・南曲・小曲・短曲などの例や、(4)のような固有名詞の場合も、(5)のように数詞で表現



第4図 唐の洛陽城プラン
中国社会科学院考古研究所洛陽工作隊（『隋唐東都城址的
探查和發掘統記』『考古』1978年6期）原図

される場合もあった。

B 洛陽城のプランと土地表示法

洛陽城に関する研究も枚挙にいとまらない。大業元年（六〇五）、隋の煬帝が造営を命じ、翌年に完成したのが隋・唐の洛陽城である。第4図のように洛水の兩岸にわたるプランであり、^⑧「旧唐書」地理志によれば「都内縦横各十街、分一百三坊」と、東西・南北の街路十本に区画された一〇三坊からなる都城プランといことになるが、数え方や数については

確定し難い。『元河南志』は、唐の章述の記載を引用し、「定鼎門街廣百步、上東建春二横街七十五步、長夏厚載永通徽安安喜門及當左掖門等街各廣六十二步、餘小街各廣三十一步」と、街路名、街・横街・小街などの別と幅員を記している。さらに、「每坊東西南北各廣三百步、開十字街、四出趨門」と、各坊が一辺三百歩、四方の坊門と十字街を有することを述べているし、最近の発掘によってもこのような坊内のプランが確認されている^⑩。ただ、洛陽城の場合も坊の大きさが均一ではないことには留意しておきたい。同書はさらに坊あるいは坊内の所在を次のように説明している。

(1) 『元河南志』

街東凡六坊從南第一曰明教坊

(中略)

次北宜人坊

(中略)

西南隅

蒲澤寺詳見寺類

(中略)

定鼎門街東第二街

(中略)

長夏門街之東第一街

定鼎門街東之第五街也

(中略)

定鼎門街之西第三街即厚載門街(下略)

元河南志は、十九世紀になって清の徐松が書き留めたものであり、宋の宋敏求の河南志に元代の書き加えがなされたものという^①。しかし、一応は宋敏求の河南志の記述を伝えていると考えられているから、(1)のような表記例もまた長安城の場合と同様に唐代の洛陽城にまで溯らせ得る可能性が高いといえよう。

とすれば、洛陽城においても、坊には逐一固有名詞が付され、坊内の位置表示のために、西南隅といった表現が行なわれており、長安城と全く同一の様式であったことになる。大街には門名が用いられていたことも、第一街・第二街といった数詞が(1)の二例のように言い換えられていることから、やはり固定した街路名ではなかったと考えられることも同様である。

『河南志』と同じく徐松の手になるものであるが、『唐兩京城坊攷』には、さらに次のような表記例もみられる。

(2) 『唐兩京城坊攷』

④ 應天門外第一横街之南第二横街之北

(中略)

⑤ 承福門内南北街之東從南第一横街之北

(中略)

⑥ 雒水之北東城之東第一南北街北當徽安門西街(下略)

(2)の④は洛陽城北西部の宮城の南にある皇城内の東西路、⑤はその東にある東城内の南北路と東西路、⑥は東城東側の南北路についての表現である。④によって皇城内の横街を北から南に数詞で数えて位置を示し、⑤では東城内の横街を南から北に数詞で数えて説明していることが知られる。また、⑥の東城之東第一南北街は『元河南志』の記述にある徽安門街にあたると考えられるから、ここでも数詞は単に位置を示すための表現にとどまる可能性が高いと思われる。なお、日野が同書永農坊「西南隅柳樹」の項に「永豊坊西南角有垂柳一株」という引用文があるのを、「角隅制」の一例としていることも付記しておきたい。

C 州皇城等の土地表示例

唐代の長安・洛陽の兩都城では、東西・南北に直交する主要な街路が門名などを付した固有名詞で呼ばれ、いくつかの大きさの方形の坊にも逐一固有名詞が付されていた。坊内も東西路あるいは東西南北路で区画されていて、角・隅あるいは門または十字街からの方位によって表示されていたと考えられる。数詞が街路名として実際に使用されていたかどうかは不明であるが、先に例示した『兩京新記』以下の書物では数詞は単に位置の説明としてみ使用されているようであり、同一路を基点の異なる二様の数詞で表現していることからみても、数詞は現実に使用するには極めてまぎらわしいものと

なる可能性が高い。

都市内の土地表示について、兩都城のほかにも若干の例をあげることができる。

(1) 乾寧四年(八九七)家屋売買文書^⑬

永寧坊巷東壁上舍田東房一口并屋木東西一丈參尺五寸基南北貳丈貳尺五寸并基東至張加國 西至張義全 南至汜文君 北至吳支(下略)

(2) 後唐清泰三年(九三六)家屋売買文書^⑭

修文坊巷西壁上舍壹所内堂西頭壹斤東西并基壹仗伍寸南北并基壹仗伍尺東至楊子西至張欺忠 南至鄧坡山北至薛安注

(3) 後晋天福四年(九三九)二月売宅文書^⑮

買得安□界菜市南壁上韓勳□壹所 准作價錢□^欠□如後 北至官街 東至草場 南至通城巷 西至太厩院

(4) 『太平広記』卷四三六 畜獸部・廬從事

丈人自乘阿馬、出東柳門至市西北角赤坂門辺、(中略)明日試乘至市角、

(1)は敦煌出土の文書であり、唐末の敦煌の都市内部の家屋に関するものと考えられる。これによって敦煌でも都市内部に坊があつて固有名詞が付されており、坊内については「巷東壁上」といった表示をしていたことが知られる。時代は下の(2)も同種のもので、修文坊という別の坊の存在が知られ、他に「?地防?巷子東壁上」、「政教坊巷東壁上」といった例もある。(3)も唐代より後の例であり、場所も不明であるが、「安□界菜市南壁上」という類似の表示法となっている。いずれも坊・市名を記し、内部を東・西・南・北の壁で表示している。

(4)は荊州江陵における表示例であり、「市西北角赤坂門辺」といった風に角を使用している点では前述の都城の例と類似する。

以上の例、とりわけ(1)のような敦煌の例によって、地方都市においても固有名詞が付されたいくつかの坊があり、それによって土地表示が行なわれていたことが知られる。これらが、前掲の都城についてのそのような書物の記述ではなく、同時

代の売買文書であることも貴重なところである。敦煌などの例によって、前述のような長安城・洛陽城における土地表示法が確実に唐代のものであったことも傍証されよう。^② しかも、唐戸令では、兩京と州県城とを問わず、次のように坊の設定と坊正の設置を規定しているのである。^③

① 武徳令

在邑居者爲坊

② 開元七年令

兩京及州縣之郭内分爲坊 郊外爲村、里及村坊、皆有正

③ 開元二十五年令

在邑居者爲坊、別置正一人

兩京を除く敦煌などの都市プランや坊の形態などの詳細にふれることはできないが、少なくとも上述の状況は唐令とも合致するものである。

唐代の都市内における土地表示法とりわけ兩都城におけるそれを隋代に溯及させて想定することは、基本的には無理のないところであろう。それ以前の北魏や齊のそれについては唐代以上に不明の点が多いが、例えば『洛陽伽藍記』に、北魏洛陽の宮室前面の南北道を「銅駝街」と記しており、城内には「永康里」などの固有名詞の里名があったことも記している。^④

① 佐藤武敏 『長安』近藤出版社、一九七一年

中尾芳治 「隋・唐長安城と文明宮・興慶宮」（岸俊男編『中國の都城遺跡——日本都城制の源流を探る』同朋舎 所収）、一九八二年

② 平岡武夫 『長安と洛陽——唐代研究のしおり 第六』京都大学

文科学研究所、一九五六年、一五—三四頁

③ このような坊内の構造は、文献と実測との間に違いはあるものの、

基本的には調査結果とも矛盾しない（佐藤 前掲①、一三三—一三九頁）。上掲および下掲の文献のほか、平岡武雄『長安と洛陽 地図——唐代研究のしおり 第七』京都大学人文科学研究所、一九五六年、が

便利であったことを記しておきたい。

④ 第2図のように、朱雀門街東第二街は安土門街であり、同第三街は

同時に皇城東第一街であり、教詞の街路表示は名称としても使用は可能であるが、同じく教詞で二通りの表現があることは煩雑で必ずしも実用的ではないであろう。しかも、このような都市全体の説明のための書物でなければ、一般には固有名詞の坊を明記すれば十分である。

⑤ 平岡 前掲② 七〇九頁、同書所載の尊経閣文庫藏旧鈔本の『兩京新記卷三』

⑥ 日野明三郎 「唐代城邑の坊市の角隅に就いて」(『東洋学報』四七―三)、一九六四年

⑦ 宿白 「隋唐長安城和洛陽城一」(『考古』一九七八年一六)、なお同論文は中島比によって翻訳されている。(宿白著『隋唐長安城と洛陽城』、『東洋史苑』一七、一九八〇年)。

⑧ 坊内の区分は、宿白の説明図にもあるように、十字街でまず四分し、各四分の一をさらに四分するものであるから、日野の見解をただちに否定することはできない。また、坊の大きさによって、坊内の街路や表示法に差異があることも前述の如くである。

⑨ 隋・唐の洛陽城については、長安城に比べるとプランの復原が困難である。最大の理由は『旧唐書』地理志が(一〇三坊、『兩京新記』一〇九坊、といった風に文献によって坊数などが異なることであり、様々な復原図が作製されてきた(平岡、前掲②参照)。第4図に掲げた復原図は、従前の復原図に比べて、最も規則的な方格プランとなっている。

⑩ 中国科学院考古研究所洛陽發掘隊「隋唐東都城址的勘查和發掘」(『考古』一九六一年一三)、同「中国科学院考古研究所一九六一年田野工作的主要收穫」(『考古』一九六二年一五)、同「隋唐東都城址的勘查和發掘統記」(『考古』一九七八年一六)、および宿、前掲⑦。また、岩本次郎「隋唐洛陽城と黄河の治水」(岸編、前掲①所収)でも、こ

れらの成果と問題点を整理している。

⑪ 平岡 前掲② 九〇―一頁

⑫ 日野 前掲⑥

⑬ スタイン蒐集漢文書三八七七号、仁井田、前掲二② 六八六―六七頁

⑭ スタイン蒐集漢文書二二八五号、仁井田、前掲二② 六八八―六八九頁

⑮ 廣慈禪院殘牒、仁井田、前掲二②、一四三―一四四頁

⑯ 巷は前述のように坊内の街路のことを示すと考えられ、壁は「隋唐の市に東・西・南・北の四壁があり、その壁に沿うて店肆があり、分れて若干行となっていた」(王永興『敦煌唐代差科簿考釋』、西村元佑『中国经济史研究』京都大学文学部内東洋史研究会、一九六六年、五五四―五五五頁、による)ことからすれば、敦煌の場合には坊壁であった可能性があるが、詳細は不明である。いずれにしても坊内の表示のための区画とみてよく、⑱等の場合も同様である。

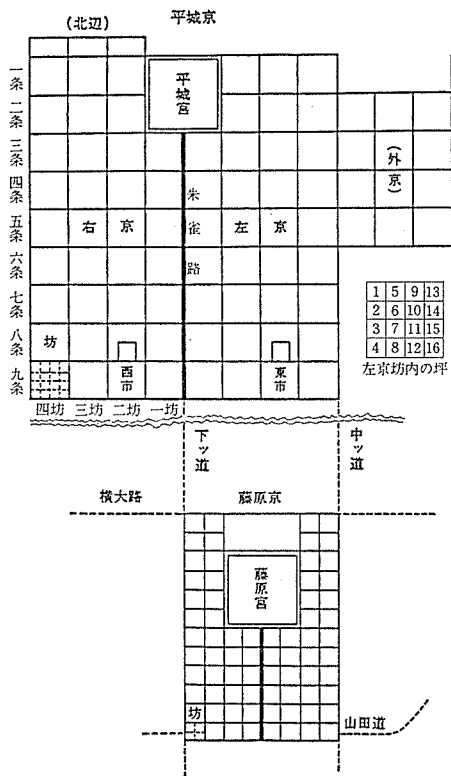
⑰ 太平興國七年(九八二) 家屋売買文書、スタイン蒐集漢文書一三九八号、仁井田、前掲②、六九〇―六九二頁

⑱ 太平興國九年(九八四) 家屋売買文書、スタイン蒐集漢文書三八三五号、仁井田、前掲② 六九二頁

⑲ 菓子行が蘿蔔子や葱子などをとりあつかう(大谷探検隊將來文書三〇八五号、仁井田、前掲② 六九五―六九八頁、および八一―八八頁)市の一案と考えられる(行については前掲⑯)から、菜市は本来類似のものを扱う市と考えてよいであろう。

⑳ 日野 前掲⑥

㉑ 前述(④)のように、同時代における土地の表示が坊の位置を説明した書物などと異なって、坊名が最も重要な名称であり、街路にはふれていないことも、わずかな事例ながら注目しておきたい。



第5図 藤原京と平城京のプラン
 (岸俊男の復原図をもとに、平城京に条坊呼称等を記入、藤原京のそれを削除した)

昭和四十四年に、それまでの調査結果をふまえて岸俊男が推定した藤原京のプランは第5図の如くである^②。東西を中ツ道と下ッ道、南北をほぼ山田道と横大路に限られた長方形の範囲を、一辺約二六五メートル(九〇〇尺)の正方形の坊に区画するものである。坊は南北に十二列、東西に八列ならば、大宝戸令^③や大化改新詔に「四坊置令一人」とあり、大宝職員令に「左京職右京職准此」「坊令十二人」とあることと合致する。藤原京への遷都は持統天皇八年(六九四)のことであるが、藤原京の位置の選定は天武天皇の一三年(六八四)に行なわれていたと考えられている^⑤。発掘調査によれば、大路・小路にあたる街路遺構が藤原宮域にまで及んでおり、しかも藤

A 藤原京のプランと土地表示法

四 日本の都城プランと土地表示法

- ② 仁井田、前掲一④、二二四～二六頁
- ③ 鴨波護 「中国の都城」(上田正昭編『都城』社会思想社、所収)、一九七六年

- 秋山日出雄 「漢魏洛陽城と永寧寺」(岸編、前掲三①所収)
- ④ 入矢義高・森鹿三編訳 『洛陽伽藍記・水経注(抄)』平凡社、一九七四年、に「北魏洛陽伽藍圖」が付されている。

原宮の各遺構よりも古い時期の遺物を含み、宮内の区画にも生かされていないことが判明した。従って、坊を区画する街路の設定が前もって始まり、宮の造営はこれよりおくれれて持統天皇五年(六九二)に開始されたと考えられている。^⑥

坊内については、やはり発掘調査によって、右京七条一坊に相当する部分では十字に交叉する小路によって四分されていたことが知られているから、他の坊も同様であった可能性が高いといえよう。『日本書紀』に記す持統五年の宅地班給例では、「上戸一町、中戸半町、下戸四分之一」であったことが記されているから、道路で四分されていた坊はさらに四つの地筆に区分されていた場合があったと推定される。

さて、藤原京における土地表示法については、既に指摘されているように、『続日本紀』文武天皇三年(六九九)の条に「京職言、林坊(下略)」と記され、また平城京出土木簡に「左京小治町」とあるのが藤原京にかかわると考えられていること^⑦から、少なくとも坊には固有名詞が付されていたことが知られている。^⑧ 街路名や坊内については現在までのところ具体的には知られていない。

ただ、藤原京域を含む飛鳥一帯に、一〇六メートルを基準尺度とする方格地割があり、その一区画ごとに数詞を付したと想定する時にこれに合致する地名が残存するという岸の指摘^⑩には留意しておかねばならない。さらに千田稔は、同じ飛鳥に約八メートル方格の計画地割を想定し、中ッ道および、藤原京南辺付近の東西線からの数詞の呼称の可能性を検討していることも同様である。これらは以前に喜田貞吉が、橿原市大字四条などを藤原京に結びつけた考え^⑪と共に、藤原京もしくはそれ以前に、方格地割が存在し、そこに数詞による表示が行なわれた可能性を探るものである。右の可能性が正しいとすれば、後述のような条坊呼称法および条里呼称法の一つの原形的形態をそこに求めることができることになるが、さらに研究の進展を待たねばならない。

B 平城京のプランと土地表示法

平城遷都は和銅三年(七一〇)のことであり、途中恭仁京^⑫が入るが、延暦三年(七八四)に長岡に遷都されるまで、平

城京はほぼ七〇年間の都であった。平城京は地割形態によく遺構を残しており、また発掘調査も進んでいるのでプランの全貌がよく知られている。¹⁰ 第5図のように、下ッ道を中軸として、ほぼ正方形の坊を南北に九列、東西に八列並べる部分を基本とし、さらに東側と北側に張り出しのある形態となっている。大路に区画された坊は、一辺約五三〇メートル（一八〇〇尺）の正方形を原則とするが、これは坊を画する大路の中心間の距離であり、各坊は一辺一八〇〇尺の基本正方形から周囲の道路幅を除いた区画となり、大路の幅員に従って若干の大小があることが知られている。¹¹

坊の内部は小路または坊間大路によってほぼ正方形の十六ブロックに区画されている。藤原京が坊を小路で四分しているのと大きな違いであるが、すでに指摘されているように平城京の坊は藤原京の坊の約4倍の面積となっているから、各基本ブロックはほぼ同規模である。このような坊内を十六等分する区画について、前述のように宿白は第3図のような長安城の坊内の呼称区分との類似性を強調する。また、やはり前述のように藤原京の下戸四分の一町という宅地班給基準から推定される区画もまた藤原京の坊の十六分の一に相当する。しかしそのように考えたとしても、長安城・藤原京の坊内区分は、坊を直交する街路でまず四分し、あとはこれより低レベルで区分しているのであり、平城京のように単純に十六等分する方式とは大きく異なるといわねばならない。すなわち坊内十六等分の原型が藤原京もしくは長安城にあったとしても、平城京の段階における大きな転換を認めねばならないことになろう。

さて、このような平城京における土地表示法にもまた、次のように藤原京や唐の兩京と大きな違いがあった。

(1) 『続日本紀』靈龜二年（七一六）五月一六日条

六條四坊

(2) 天平五年（七三三）右京計帳¹²

右京三條三坊

戸主於伊美吉子首戸手實

(3) 天平一九年(七四七)大安寺伽藍縁起并流記資財帳^⑦

合箇地貳處 一在左京七條二坊十四坪
一在同京同條三坊十六坪

(1)・(2)によって、平城京では坊が東西に並ぶ列を条、南北に並ぶ列を坊と称し、何条何坊という形で交点の坊の位置を示したことが知られる。条は北から南へ一条から九条まで、坊は朱雀大路にあたる中軸線から右京は西へ四坊まで、左京は東へ七坊までそれぞれ教詞で数えたことが知られている。(1)は平城遷都からそれ程経過していない時期についての記述であるが、『続日本紀』の完成は延暦一六年(七九七)のことであるから、このような坊の表示が平城京完成と同時に示されたものかどうかについては速断できない。いずれにしろ、(2)のように天平年間には戸主の本貫を坊で表示している例が確認され、このような表示例は東大寺写経生借錢解などの場合にも数多く見られる。日本令の戸令には「凡京毎坊置一人」と規定し、坊が京域外における「里」(靈龜元年(七一五)以後の郷に相当)に対応する行政単位であったことが知られるから、このような例が坊内の位置の表示をしていないことに不思議はない^⑧。

ところが、(3)の場合には、「左京七條二坊十四坪」といった表示法となっており、これ以後頻出する資料によって左京では坊の北西隅から始まって南行する千鳥式で、右京では北東隅から始まって南行する千鳥式で、坊内の十六区画に一ノ坪十六ノ坪の番号が付されていたことが知られている^⑨。これまた、先の条・坊と同様に平城京プランの当初から実施された呼称法であるのかどうかを知ることができないが、藤原京や唐の兩京には全く見られなかった呼称法であることになる。

すなわち、平城京では、その開始の時期は当面留保するとしても、坊を単位として、教詞で数え進む条と坊で表示し、その内部の位置についても十六等分された区画にやはり機械的に番号を付して表示したのである。土地表示法に関する限り、平城京はそれ以前の日本や中国の都城とは異なった画期的なシステムを確立したことになる。前述のように、唐の兩京においても説明のために街路を教詞で数えることがあったし、飛鳥でも教詞が土地表示のために使用された可能性があ

るが、それが体系的に整備され、使用された点において、平城京は際だった特徴を有しているといつてよい。平城京の坊の大きさが、道路幅の違いによる多少の不ぞろいがあるとはいふものの、唐の兩京のそれに比べて極めて均一であることも、坊内の画一的な十六等分と共に注目しておくべき事実であろう。

平城京の坪内はさらに、その十六分の一を基本とする宅地に区分されていたことが、大井重二郎によって指摘されている²⁰。左京八条三坊九・十・十五・十六坪などの近年の発掘によっても、坪の四分の一、八分の一、十六分の一の宅地に区分されている例が知られている²¹。

平城京の街路名については、『続日本紀』和銅三年（七一〇）の条などに「朱雀路」とみえるのが下ッ道に通じる中央の大路であるが、その他については不明である²²。例えば次のように、四至の記載に単に「大道・小道」といっただけの記載がみられることからすれば、他の街路には特に名称がなかった可能性もある。

(4) 神護景雲四年（七七〇）普光寺牒²³

相換地壹區二分之一

東小道 南廣上土地
西大道 北大道

檜皮葺東屋壹宇 五間 在戸三具

右在左京二條七坊

C 長岡京・平安京のプランと土地表示法

平城京において完成した画一的・機械的な数詞の条・坊・坪による土地表示法は、均一な大きさの坊と十六等分された坊内の区画とともに、日本の都城プランの大きな特徴となったといえよう。この様式は、平城京以後の長岡京や平安京にも基本的に踏襲され、ある部分ではさらに画一的・機械的傾向をおし進めることとなる。

延暦三年（七八四）から延暦一三年までの約十年間の都であった長岡京では、街路や坊の設定方法が平城京と同一のタイプであったと推定されている²⁴が、土地表示については次のような例がある。

(1) 延暦七年(七八八)六條令解^㉔

合家地壹處 長十五丈
廣十丈 在三坊 長岡京

右 得左京六條一坊戸主(下略)

戸令に規定する坊令や教詞の条・坊による平城京と同様の表示例が知られるが、管見に坊内の表示例のある資料はない。

長岡京から延暦一三年(七九四)に遷都された平安京は、坊の大きさやその内部の区画が、平城京以上に画一的であった。

『延喜式』が記しているように各坊内の十六の町は道路幅とは別に一辺四〇丈の正方形に区画されていた。^㉕ 第6図のように朱雀大路を軸として完全に左右対象のプランであり、南北一、七五三丈、東西一、五〇八丈の長方形の外形をもっていた。^㉖ 坊は基本的に南北九列、東西八列であり、この点では平城京と同様であるが、北辺に半分の大きさの坊が設定されていた。^㉗ 坊内が小路もしくは大路によって十六等分されている点も同様であった。

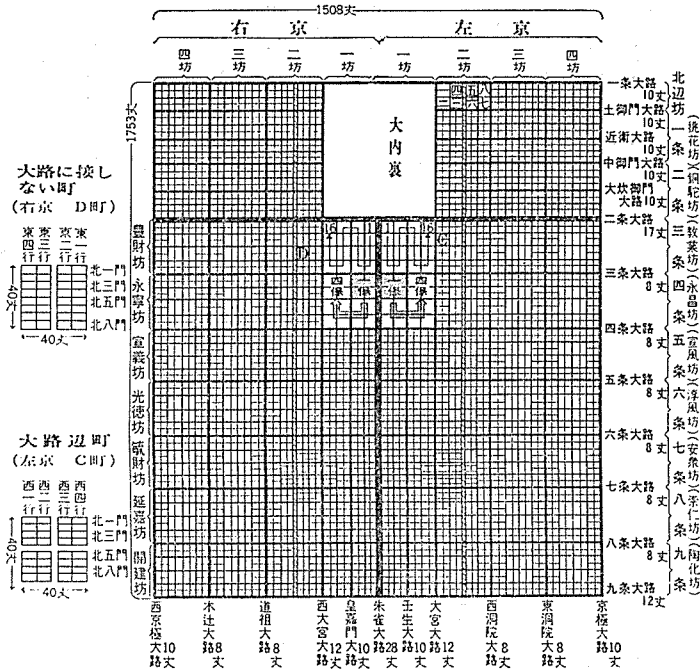
ただ、土地表示法は次のようにやや異なっている点がある。

(2) 延喜一二年(九一二)七條令解^㉘

合壹区地肆戸主 在一坊十五町西二行北四五六七門 立物(下略)

すなわち、左右京の各坊を教詞で一条〓九条および一坊〓四坊と数え進む点は平城京と全く同様であり、坊内の十六区画に番号を付すことも同様であるが、「坪」ではなく「町」の語を使用しているのが違いの第一点である。違いの第二点は、その「町」内を第6図のように四行八門に三十二等分し、(2)のように「西一行北四五六七門」といった表示をしていることである。平安京では画一的・機械的な区画の設定と番号付けは坊や坊内の町にとどまらず、町内部にまで及んでいることになる。

さて、教詞による条坊呼称法は平城京ですでに完成していることから、平安京では最初から実施されていたものとみてよい。ところが、平安京には第6図のような固有名詞の坊名が存在したこともよく知られている。この固有名詞の坊名



第6図 平安京プラン（足利健亮原図）

は、林屋辰三郎によれば、弘仁九年（八一八）に嵯峨天皇の唐風への強い志向の中で命名されたとされるから、当時においても平城京以来の条坊呼称法が唐風ではないという認識があったものとみなしてよいであろう。

平安京ではまた、第6図のようにそれぞれの大路が固有名詞を有していたし、東西路については一条〜九条の教詞が大路名となっていた。同図には示していないが小路にも固有名詞が付されていたことも周知のところである。ところが、このような街路名は平安京の当初からのものではなく、川勝政太郎によれば、「平安京の社会の人々の生活上の要求から生れ」たもので、「凡そ一条天皇の頃を以て」出揃ったものと考えられている。すなわち、次のような「宮城南大路」とは二条大路、「南極大路」とは九条大路にほかならず、「大宮・東西洞院」という九条家本『延喜式』にみえる注記の記入時期も不明としなければならぬ。

(3) 『延喜式』左右京職京程

- 宮城南大路十七丈
 - 次六大路各八丈
 - 南極大路十二丈
- （中略）

朱雀大路半廣十四丈

次一大路十丈

次一大路十二丈 大宮

次二大路各八丈 東西洞院也

東極大路

また、寛平二年(八九〇)に著わされた『侍中群要』にも「一条大路申北邊、二条以下如恒、大宮大路申宮城東大路、陽明門大路、待賢門大路以下、上東門大路東京、上西門大路西京、京極大路東、堀河大路申號元小、洞院東大路西京、と多数の大路名を記している。^④ これらのすべてが後世のものと同一ではないこと、言い換えがなされていることなどに注目すれば、第6図のような街路名が固定するまでに若干の時間を要したと考えるべきであろう。例えば「三條大路・九條大路」などの名称は、長保四年(一〇〇二)には所領の四至を限る為実際に使用されている。^⑤ 右の川勝の見解は、街路名の固定または定着の段階として従うべきであろう。藤井このみはこの視点を延長し、多くの小路名に商品名を冠した名称が多いことから、その背景に平安京の都市としての「商業的發展」を推定している。^⑥

このような街路名の成立理由はともかくとして、第6図のように、平安京の「町」内の四行八門の区画にともなって、さらに小径が通じていたと考えられていることに注意したい。足利健亮はその小径の交叉を「十字」と称した可能性を提起しているが、これに従えば、町の区画をさらに四区分したことになる、平安京における画一的・機械的区分はここに極まったといえよう。

① 奈良県教育委員会編 『藤原宮——国道165号線バイパスに伴う宮城調査』、一九六九年、一〇六～一二六頁

② 第5図はもともと前掲①の報告書に掲載されたものであり、その際には恐らく説明のために、藤原京にも一〜十二条および一〜四坊の名

称が付してあった。同じ図は例えば左の④・⑥にも再録されているが、

④ 岸俊男 『飛鳥から平城へ』(坪井・岸編『古代の日本・5近畿』角川書店、所収)、一九七〇年

⑥ 同『日本の宮都と中国の都城』(上田編、前掲②所収)、一九七六

年。

④の図は①のものと同じ内容であるのに対し、⑥の図では、条坊の数値がすべて除かれ、また考古学の成果をふまえて、藤原京の坊内を四分する道路が記入され、同様に平城京にも坊を十六分する道路が記入された。

③ 令文は養老律令として残存するものであるが、養老律令は若干の内容修正のほかは、たんに字句等の修正を施したにすぎないものであった（井上、前掲一⑧）から、この令文も大宝令の規定、すなわち時の都である藤原京に適用されていたものと考えられている。

④ 『日本書紀』大化二年

⑤ 岸 前掲②

⑥ 奈良国立文化財研究所 『藤原宮第16次（北）の調査』、同『飛鳥藤原宮発掘調査概報』五、一九七五年、

同 『藤原宮第16次（南）の調査』同六、一九七六年

佐藤興治 『藤原京』（岸編、前掲三①所収）

⑦ 奈良国立文化財研究所 『奈良国立文化財研究所報』一九七三・一九七四年、三八一四〇頁、同 『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』五、一九七五年、一三〇一八頁

⑧ 奈良国立文化財研究所 『平城宮木簡二 解説』一九七五年、五九〇二頁

⑨ 喜田貞吉は、南北一二条、東西左右京各四坊の藤原京を想定し、数詞の条坊を付した『藤原京条坊推測図』を作製している（『藤原京』鶴故郷舎出版部、一九四二年、六四頁）。一方、『林坊』についても指摘しており（五一頁）、唐の兩京の如く「各坊それぞれに名称があったものであろう」（六五頁）としているが、同時に現在の榎原市の大字四条と小字東五条・西五条の地名を右のような藤原京条坊との関連で考えている。

⑩ 岸俊男 『飛鳥と方格地割』（『史林』五三―四、一九七〇年）

⑪ 千田稔 『道と地割の計画』（『環境文化』五二）、一九八一年

同 『倭京藤原京問題と地名』（『地理臨時増刊地名の世界』、一九八二年）

⑫ 喜田 前掲⑨

⑬ 恭仁京プランは足利健亮によって復原された（④）「恭仁京の歴史地理学的研究 第一報」『史林』五二―三、一九六九年、⑤「恭仁京域の復原」『社会科学論集』四・五、一九七三年）が、条坊呼称法や坊内の状況については不明である。平城京プランの基本が適用され、その呼称法が説明に採用されている。街路については、朱雀の遺称地名が指摘され（④）ている。

また、難波京についても、例えば藤岡謙二郎は、聖武天皇の難波京を南北九条、東西八坊と推定し（『古代の難波京城を中心とした若干の歴史地理学的考察』、織田武雄先生退官記念事業会編『人文地理学論叢』柳原書店、所収、一九七一年）、六条にあたる場所に遺存する「五条宮」が条坊呼称にかかわる可能性を指摘している。

⑭ 宮本長二郎（平城京、岸編 前掲三①所収）によれば、昭和五十六年末までの一五年間に、平城宮内を除いて、京内の宅地、条坊関係の発掘は二六〇件に達する。

⑮ 宮本（前掲⑭）の整理によれば、平城京の用尺は二九・四五―二九・五五センチメートルと考えられている。すなわち唐大尺に相当することになる。岸俊男が指摘しているように（『都城と律令国家』『岩波講座日本歴史』）岩波書店、所収、一九七五年）藤原京の用尺が高麗尺と考えられる（前掲⑩）から、藤原京から平城京へのプランの変遷は同時に高麗尺から唐尺への転換という問題もはらむことになる。

⑯ 『大日本古文书 編年一』四八一頁

⑰ 『大日本古文书 編年二』六二四―六六二頁

⑮ しかし、戸主の本質を示すのではなく、例えば後掲(4)のように二分の一町の面積の宅地の表示をする際にも、条坊呼称法による表示は坊までで、坪の表示がなく、四至によって坊内の位置の細部を示している例があり、疑問が残る。また、後述するような、坪を坊と表記した例もある。

⑯ 平安時代に入ると、例えば「平城京左京二條五坊七町」（延暦三三年（八〇四）「東大寺家地相換券文」「平安遺文」二五号）というように、「坪」でなく、平安京と同じように「町」で平城京城内の表示をしている例がある。このような例の背景には、平安京の例に準じて京内は「町」で表示する、というような認識が存在した可能性を指摘できる。

⑰ 前掲⑮のような例が疑問を残すからである。また、喜田（前掲⑤五頁）がすでに指摘している平城京の「松井坊」（『日本後紀』延暦二四年）、および榊木謙周・柴原永遠男（『技術と政治——律令國家と技術——』三浦圭一編『技術の社会史』有斐閣、一九八二年、所収）が紹介している「木屋坊」（『大日本古文书』編年二、天平一七年（七四五、四〇一）四〇二頁、同一五、二〇〇頁）の坊名が知られていることも想起しておかねばならない。前者の性格については不明としておかねばならないが、後者については榊木・柴原が「京内区画としての坊よりも、寺院・官衙関係の施設である可能性が高い」としていることに注目したい。

⑱ 大井重二郎『平城京と条坊制度の研究』、初音書房、一九六六年、一八一～二〇二頁

⑲ 奈良国立文化財研究所『平城京左京八条三坊掘調査概報——東市周辺東北地域の調査——』、一九七六年、六～二四頁

⑳ 同じ名称は天平一六年にも見えるが、朱雀は本来方位にかかわる名称であり、例えば天平宝字五年（七六一）に平城京とは関係のない大

和国十市郡池上郷の土地の四至に朱雀路の名称が見える（後掲五(2)）ことも想起される。

㉑ 『大日本古文书 編年六』一～二頁

㉒ 向日市教育委員会編『第一回シンポジウム長岡京跡資料』、一九八一年

㉓ 『向日市埋蔵文化財調査報告書 第7集』一九八一年、一二四～一二六頁

㉔ 『平安遺文』四号

㉕ 『延喜式』左右京職には、南北に「町卅八、各册丈」、東西に「町十六、各册丈」と記している。

㉖ 足利健亮「平安京の変遷」（織田・林屋編『講談社版 日本の文化地理 京都・滋賀』講談社、所収、一九六八年

なお、平安京をめぐる膨大な研究の蓄積は井上満郎『研究史平安京』吉川弘文館、一九八〇年、にくわしい。また、佐々木英夫「平安京の条坊復原」（平安博物館編『日本古代学論集』古代学協会、所収、一九七九年、も便利である。

㉗ 瀧浪貞子（『第一次平安京』の北辺部——初期平安京の構造（その一）——、『京都市史編さん通信』一六三、一九八二年）は、平安京の北辺坊が、後に拡大された部分であるとの推論を述べている。続論を待たねばならないが、右の推定に従うとすれば、平安京の初期プランにおける坊は、すべて完全に同一の規模となる。

㉘ 『平安遺文』二〇七号、延長七年（九二九）の同家地をめぐる「七條令解」（『平安遺文』二二三二号）によって、この七条一坊が左京であることがわかる。

㉙ 林屋辰三郎「後院の創設——嵯峨上皇と檀林寺をめぐる」（『日本史研究会史料研究部会編』『中世日本の歴史後』創元社、所収、一九七八年

②③ 川勝政太郎 「平安京の街路名と地点指示」(『史迹と美術』一四一—三三)、一九四三年、同、「平安京の街路及び地点指示法について」(『史迹と美術』二五—四・五)、一九五五年

②④ 九条家本は鎌倉初期に成立したと考えられている(宮城栄昌『延喜式の研究 論述篇』大修館書店、一九五七年、三〇頁)。

橘広相 『侍中群要』第七、『続々群書類従』第七。

瀧浪貞子 「二条大路の北上——初期平安京の構造(その二)——」(『京都市史編さん通信』一六四、一九八三年)は、この記述を平安

五 条里・条坊呼称法の起源と特性について

A 条里・条坊呼称法の成立プロセス

唐代中国における農地の土地表示は、県・郷・里などの行政単位や村・渠などの固有名詞でその所在を示し、四至を記載することによってその境域を確定するのが一般的であった。州县城などの主要な目標物からの方向と距離を加えることによって、より明確に示す場合も多かった。数詞を使用した渠名や堰名なども散見するが、これを数詞による一定の土地表示システムに直結させて考えることは、現在のところ困難である。

律令期の日本の場合、八世紀の中頃からは「条—里—坪(番号)」という統一的・機械的な土地表示法が広く使用されていたことは冒頭に述べたところであり、唐の状況と全く異なる。^①ところが、このような条里呼称法が確立する以前においては、一定の地域を示した上で、次のように「小字地名的名称」もしくは四至の記載のみによって明確な土地表示を行なっていたと考えられる。^②

- (1) 天平勝宝九年(七五七)法隆寺文書^③

(讃岐国鵜足郡法隆寺領)

京城の北への拡大の一証としている。

②⑤ 長保四年、「山城国珍皇寺領坪付案」、『平安遺文』四二—一〇号

②⑥ 藤井このみ「平安京の交質と小路名」(『日本史研究』九三)、一九六七年

②⑦ 足利、前掲^②

同 「辻子再論」(檀原考古学研究所編『檀原考古学研究所論集 第五』吉川弘文館、所収、一九七九年)

上原田八段

(2) 天平宝字五年(七六一)大和国十市郡売買地券文解^④

合地貳區 並在十市郡池上鄉

一區地參段 在板倉壹字板屋參字

東限朱雀路南即廣長口分田
西瀨井小道 北車持朝臣仲智地

(1)のように小字地名的名称すなわち固有名詞を列挙していく表示様式には、例えば敦煌のB(7)の事例などとの共通性を認め得る可能性がある。(2)のように行政単位と四至を記載する様式には唐代中国の土地表示法とのさらに強い類似性を見出すことも不可能ではない。

このように、条里呼称法が確立して条里プランが完成する前の段階における土地表示法が、唐代のそれと共通するともなし得るならば、条里プランへの条里呼称法の導入とその展開は、唐代には一般的でなかった土地表示法の日本での完成と一般化であったと見なすことができよう。もとよりこのような想定は、条里呼称法的な統一的・機械的土地表示システムが中国に存在しなかったとか、条里呼称法が完全に日本起源のものであったとか、という議論に直接結びつくものではない。^⑤日本の条里プランについての知見に比べれば、唐代の方格地割についてははるかに不明の部分が多く、有効な対比が十分にできないことを考慮する必要もある。

ところが、このような唐代中国と律令期日本の農地あるいは村落部分に関する土地表示法とほぼ完全に並行する状況を、前述のような都城プランにおいても見出し得ることに注目したい。

唐代中国の都城や州県城などの市街地においては、逐一固有名詞が付された坊が設定されており、土地表示はまずこの坊名を記した上で、その内部を、角・隅・門・十字街などからの方位で記するのが一般的であった。坊の大きさやその内部の道路、門の位置や数などが必ずしも画一的でなかった点にもすでに注意した。

これに対して日本の場合、平城京において確立した数詞による条・坊と、坊内部における坪の表示法は、やはり唐代の

中国では使用されていなかったシステムであった。しかも、平城京より前の藤原京では、唐の兩京のように坊には固有名称が付されていたことが知られ、坊内部が基本的に四区分であったことも同様である。都城における土地表示法においてもまた、唐代中国にはみられなかった方法が日本で完成し、一般化したことになる。しかも、このように機械的・統一的な数詞による条坊呼称法が採用された平城京では、坊の形や大きさも、唐の兩京に比べればはるかに画一的である。この傾向は平安京ではさらに顕著となり、坊の大きさも、その内部を十六分した町の大きさも完全に同一にした上に、町の区画内にまで四行八門の規則的な区画を施して数詞で表示していた。

以上が、唐代中国と律令期日本の土地表示法についての整理の結果導き出し得る条里・条坊呼称法の成立プロセスの並行性である。平城京で完成した条坊呼称法が、そのプランの当初から存在したのかどうかは速断できないが、前述のように和銅三年（七一〇）の遷都頃か、条・坊については以後遅くとも天平五年（七三三）までに、坪についても天平一九年（七七）までに完成していることは確実である。いずれにしろ八世紀前半に導入された土地表示法であるから、七四〇年代頃に導入された条里呼称法と相前後する時期に成立していることになる。

そこで、条里呼称法と条坊呼称法との前後関係や、その特性についてももう少し検討を進めてみたい。

B 条里・条坊呼称法の関係について

条里呼称法は、すでに明らかにしたように、当初の段階では一般に里の内部については、「条里坪番号＋小字地名的名称」の形で使用され、やがて「条里坪付」のみによる表示へと変遷する。^⑥

ところが、越前国では次のように「坊」の用例が加わる。^⑦

- (1) 天平神護二年（七六六）越前国司解^⑧

（丹生郡）

西北十八條一野依田里卅二葦原田肆段

(中略)

卅三葦原田分式段 賀茂郷戸主佐味大長戸 同穰守壘

同坊分捌段 同佐味入麻呂奪取田

(2) 天平神護二年越前国足羽郡司解^⑨

所訴田八段 西南四條七桑原西里八坊 粟川庄所

(3) 延暦一五年(七九六)越前国坂井郡符^⑩

□九條一里九□七段 廿二坊八段□六十歩^⑪

(4) 承安四年(一一七四)越前国一品田勅旨田坪付^⑫

西北壹条壹里参坪壹町

(1)では、「卅三葦原田」と同一の坪に相当する区画を繰り返す時に「同坊」と表現しており、同文書中にもう一例用例がある。(2)・(3)は、奈良時代の越前国における土地表示例の中では極めて特異な例であるが、後に一般化する(4)のような「坪」の語と同様の使われ方をしている例である。「数詞+坪」の様式の初見が山城国の延暦一九年(八〇〇)の例であり、平安期に(1)~(3)のような坊の使用例が見当らないことからすれば、このような例は「坪」の語が定着するまでの過渡的な段階での使用である可能性が高い。^⑬

さて、(1)のような初期の段階の条里呼称法の初見は、天平一五年(七四三)の山背国における例であり、条・坊の数詞による機械的な表示という点では、確実に条坊呼称法の方が条里呼称法の完成に先行していることになる。^⑭ その条坊呼称法が導入された平城京では、「坊」内の十六の区画を「坪」と表記していたことを想起したい。^⑮ 一方、平安京では、平城京の「坪」にあたる区画が「町」と表記されていた。従って、奈良時代の条坊呼称法の基本区画が坪、条里呼称法のそれが坊と呼ばれていたことになり、平安時代には前者が町、後者が坪と表記されていたことになる。^⑯ このような使いわけは、

当然のことながら、両呼称法の密接な関係を示すとともに、条坊呼称法が条里呼称法に先行して完成したことを示す可能性もある^⑦。

いずれにしろ、条里プランの里の区画の設定に比べれば、条坊プランの坊の区画の方が先行して存在していたわけであり、条里呼称法はこの点において、当然条坊呼称法の影響下にあったことになる。藤原京において、坊に固有名詞が付されていたことは確実であるが、例えば数詞の条の如き呼称が併用されたかどうか不明であり、飛鳥についての前述のような想定もあるので、数詞の条・坊の導入の背景を憶測することは避けたい。しかし、条坊呼称法が完成した平城京の坊の規模の由来は前述のように明らかである。従って、坊内の区画の表示のために採用された一ノ坪／十六ノ坪の数詞による表示法導入の理由は、容易に次のように推測することができる。

すなわち、藤原京では坊内が四区分であったから、方位などによって簡単に表示することができた筈である。ところが、平城京では坊の面積が約四倍になり、十六等分された内部の区画の表示に困ることになったと思われる。唐の兩京のような表示法が知られていた可能性は高いが、前述のように極めて煩雑なものであった。しかも、平城京では坊の区画の完結性が低く、また均等な十六等分である坊内部の区画について、唐風の表示法はなじみ難いと思われる。従って、坊の表示と同じように数詞を採用するのが、最も合理的であった。ただ、条坊呼称法における一ノ坪／十六ノ坪の坊内表示法が確実に条里呼称法の完成に先行したかどうかについては当面留保しておかねばならない。

ところが、一方の条里呼称法の里の規模の決定あるいは導入の理由は、現在までのところ不明であるといわざるを得ない。条里呼称法の導入時には、少なくとも内部を十六等分した坊の区画はすでに存在していたのであるが、条里の里の区画は、周知のように面積一町（約一・二ヘクタール）、一辺一町（約一〇九メートル）四方の区画を縦横各六個づつならべた正方形であり、内部は三十六区画である。矢守一彦が、平安京プランに卓越する四丈の基準尺度あるいは四町・四保といった区画数の編成などを指摘していることにも留意しておかねばならない。つまり、この区画数は唐の兩京プランの延長上

にあるとしても、条里の里の区画は別の原理で設定されたものと見なければならぬ。

C 条里呼称法の里の区画の規模について

一辺約一〇九メートル四方の坪に相当する区画は、田令に「凡田、長卅歩、廣十二歩爲段、十段爲町」、と規定する面積と合致するものであり、制度上も矛盾はない。ところが、この区画を三十六個集めた正方形を里という条里プランの上位の単位とした根拠が判明していないのである。にもかかわらず、この里の区画は八世紀中頃以来、極めて広く使用され、土地計画上の重要な単位となったのである。これが条坊プランの坊を構成する区画数と別個のものであることは前述の如くであり、先にふれた井田制をはじめとする方格地割制度もしくはその理念にも、六あるいは三十六といった数値や単位は直接示されていない。『周礼』の「井」は九区画であり、「井」の四倍が「邑」、そのまた四倍が「丘」、さらに「十夫」ごとに「溝」、「百夫」ごとに「洫」、といった例がみられるだけである。仮りに唐戸令^④の数値をみても、「百戸」で「里」、「五里」で「郷」、あるいは「四家」で「郷」、「五家」で「保」といった具合である。

日本令に条里呼称法の規定がないのは、その導入の時期からみても当然であるが、例えば雑令の「凡度地、以五尺爲歩、三百歩爲里」という尺度規定からみれば、むしろ矛盾に結びつく可能性の方が大きい。すなわち、前掲の田令の規定によれば、坪に相当する区画の一边は六十歩でなければならぬことになるから、里の一边は三六〇歩となる。条里プランの里の一边が三六〇歩であることと、雑令に規定する度地尺の里が三〇〇歩であることは、そのまま必ずしも矛盾しているとはいえない。しかし、里制あるいは郷里制の里と条里プランの里が制度上は使用時期がずれるから用語上の問題がないことからすれば、条里プランの里と度地尺の単位の里は同時期に並行して使用されるわけであり、いかにも不自然である。ところが従来とも、雑令の規定にある三〇〇歩一里すなわち五町一里のほかに、六町一里の単位が存在したことが知られていることに注意したい。藤田元春によるとその初見は弘仁九年（八一八）のことであるとされるが、これは同時に条里プランの里の一边、すなわち三六〇歩を一里とするものであり、この点について検討を加えたい。

さて、雜令の「度地以五尺爲步」との規定は、『令集解』の引用によれば、和銅六年（七一三）二月十九日格によって、「度地以六尺爲步」と改められたことが知られる。引用はさらに「幡」説が「令以五尺爲步者、是高麗法用爲度地令便」としていることから、令の五尺というのは高麗尺の五尺であり、「大六尺」すなわち唐大尺の六尺に相当する長さであることを述べている。すなわち、高麗尺を用いていた度地尺を唐大尺に改めたが、高麗尺五尺と唐大尺六尺は同一の長さであり、歩の長さそのものは変らなかつたとの解釈であり、現在でも同様に考えられている。前述の令の規定の三〇〇歩一里と条里プランの里の一边三六〇歩とは、一對一、二（五対六）の関係となり、五町一里と六町一里はそのまま一里の長さの違いを示すことになる。

右のような高麗尺から唐の大尺への転換を揭示した和銅六年二月十九日格というのは、『続日本紀』の同年月同日の条に「始制度量調庸義倉等類五條事、語具別格」と記されている「別格」のことであると判断される。ところが、この格の全文は伝わらず、わずかに集解の引用として、右の「度地以六尺爲步」及び「庸布以二丁成段長二丈六尺」、^②「計資財定九等戶品第事」の三断片が知られるのみである。雜令の度地規定は前述のように「以五尺爲步、三百歩爲里」と、歩の規定と里の規定の二節からなっていることからすれば、和銅六年の「度量」等の「別格」もまた、里に関する改訂をも含んでいた可能性がある。しかし、集解の田長条では、「別格」に里に関する部分があったとしても引用の必要がなく、また、あったとすれば当然引用されているべき雜令の部分は、集解自体が伝わっていないのである。^③

そこで唐令に目を転じてみたい。仁井田陞の復元によれば、武徳令、開元七年令の雜令には「諸度地、以五尺爲一步、三百六十歩爲一里」という規定があった。^④ 日本令は、前述の集解にも記すように度地尺については高麗尺を採用して唐尺を用いていなかった。それを和銅六年の格で唐尺に転換したのであるから、その際に唐令の規定に戻って三六〇歩を里とした可能性がないであろうか。また、和銅六年の格に度地尺の単位の里に関する条文が含まれていたとすれば、それは改訂であるから当然三〇〇歩一里ではなく、三〇〇歩一里でないとするれば唐令に従った三六〇歩一里のほかに考え難

いことになる。やゝ憶測が過ぎると思いが、和銅六年の格による度地尺の唐尺への轉換にともなうて、大宝令の三〇〇歩一里から、唐令のような三六〇歩一里へと轉換した可能性を提示しておきたいと思う。

この提示にはしかし、同時にやゝ否定的な資料があることも付言しておかねばならない。それは『出雲国風土記』の里程であり、和銅六年の勅によって言上が命ぜられた同書では、里以下の歩の数値がすべて三〇〇以下であり、三〇〇歩を一里とする単位によっていたと考えられている^②ことである。この点は右のような格による用尺の轉換が、すぐには實際の使用のすべてを變えることができず、その現実的な流布には若干の時間を要したか、または度地尺の改訂がすぐには里程にまで及ばなかったとすることなどで一応の説明が可能である。

いずれにしろ、このように和銅年間頃以後における三六〇歩一里の度地尺の単位の存在を推定することによって、条里プランの里がその里を基準として設定された可能性を考慮することができる。度地尺の一里を条里プランの里の区画の一边とする方法、すなわち条里地割の一边六〇歩の基本区画を縦横各六個づつ編成して条里呼称法の里とする方法は、極めて単純・明解であり、その後の広範囲に及ぶ条里プランの展開と定着にもよくなじんだものと推定されるのである。和銅六年の格は唐令風の度地尺の規定でありながら、それを適用した日本の条里プランは、全く独自の展開を示すことになる。条里プランの里と距離の里とを結びつけることになるこのような推定は結果的に、かつて米倉二郎が想定したことの一部を想起させるものでもある^③。また、『周礼』の井田制の九区画からなる井を四倍にした邑が計三十六区画の正方形となることも想起しておきたい。

さて、これまで検討してきたように、条坊呼称法も条里呼称法も、八世紀以来の日本に内在あるいは自生した状況に対応すべく変容をとげながら、次第にその完成度を高めてきた^④。いずれも中国から直輸入してそのまま適用したシステムではなく、少なくとも唐代中国で一般的に使用されていた土地表示法とは全く異なる。その萌芽が中国にあった可能性を否定すべき根拠はないが、律令期の日本において相互に並行的なプロセスをたどりながら完成したものである。この統一的

・機械的な条坊・条里呼称法は、唐代中国には存在しなかった状況に対応して形成されたものであり、従ってその結果唐代中国には存在しなかった影響力を有したと思われる。条坊呼称法は、次第に均一化・画一化を進める都城プランに対応して、次第に統一的・機械的性格を強めた。条里呼称法についても、永徽律令をはじめ隋唐の律令を継受することによって成立した日本令と、それにもとづいて実施された班田収授のためのみならず、土地関係の記録・確認・峻別等のためにこそ大きな役割を果たし得たと考えた前稿の推定とも矛盾しない。統一的・機械的な条里呼称法が規則的な条里地割の存在とあいまって次第に完成・定着度を高めることにより、一方ではその外縁的拡大と既施行部分の固定化を支持することになったであろうし、ひいては日本における条里プランの広範囲におよぶ展開と定着に寄与したと思われる。

小稿での検討は、予備的・初歩的な段階を越えるものではないが、検討結果から右のような見通しを得ることはできよう。

① 律令期の条里呼称法が完成した後にも、それによって表示した上で、

さらに四至を記入することが多かった。その最大の理由は、条里の坪内の位置の説明と所有界の確認のためであろう。坪内についても方位等によって表示する場合もあった。服部昌之が坪内地割の持続性を検討するためにあげた事例が、そのままこの方法の事例集となる（『条里研究の現状と問題点』、『条里制の諸問題——条里制研究会記録 1——奈良国立文化財研究所、一九八二年』）。

② 金田、前掲①

③ 岸俊男「奈良時代の賃租に関する一史料」、『ヒストリア』一一二、一九五五年、による。

④ 『大日本古文書』家わけ十八、東大寺文書三、五五〇五七七頁

⑤ 時代は下がるが次のような例があって、ある種の機械的な土地表示システムの存在を推定させる。

宋紹興二八年（一一五八）澗山普光王寺捨田碑（仁井田、前掲二④、

二二一〜二二三頁）

係三十三號田一百五畝三角二十歩、此在第四西至竟浦 之間左邊一行
すなわち、数詞の格、数詞の行などによる表示法があったものようである。場所は「平江府崑山縣渾川郷」あたり、現在の上海北西方約五〇キロメートル付近（『アジア歴史地図』前掲二④、七一頁）のことである。

⑥ 金田、前掲①

⑦ (3)の事例はすでに前掲（前掲①）で指摘したが、(1)はその後服部昌之報告（前掲①）で指摘されている例、(2)は榮原永遠男氏の御教示によって存在を知った例である。

⑧ 『大日本古文書』家わけ十八、東大寺文書一、一八七〜二四四頁

⑨ 前掲①、五四三頁

⑩ 『平安遺文』一三三号

⑪ 『平安遺文』五〇五七七号

⑬ 以上の越前国における事例のほか、天平二〇年（七四八）の弘福寺三綱牒『大日本古文书』編年三、四一〜四八頁）にも坊の用例がみえる。同文書がさまざまな疑問を有する偽文書の可能性の高いものであることは先に述べた（前掲一①）が、偽文書ではあっても、奈良時代に最小区画を坊と呼ぶという認識を知った上での表現とすれば、やはり一資料とはなり得る。また後掲⑭のように平城京内でも坪にあたる区画を坊と表現している例がある。

この弘福寺領坪付にみえる「坊」については、かつて横山有清『日本田制史』大岡山書店、一九二六年復刻、二二八頁）によって、「坊といえるは坪のことなり」とされている。

⑭ 金田 前掲一①

⑮ 平城京における「教訓条十教訓坊」という様式と、条里プランにおける里の確定ならびにその内部の「条里坪番号十小字地名的名称」による表示との前後関係。

⑯ 奈良時代の平城京において、次のように坪に相当する区画（大井重二郎、前掲四②、七六〜七七頁）を坊と表現している例がある。

天平勝宝八歳（七五六）東大寺宮宅田園施入勅（『大日本古文书』編年四、一一八頁）

五条六坊園 葛木寺以东

地肆坊 坊別一町二段并葛木寺

四至 東少道南大道西少道并葛木寺
北少道并大安寺園

この例もまた、この時期に最小区画を坊と表現している例であり、さらに検討を必要とする。平城京の坊内部の坪に対する番号が付されるか、または定着するプロセスとかわる可能性もある。

⑰ 平城京については、前掲四③および⑤のような用例があること、条里呼称法についても時代的变化、地域的差異がある（前掲一①）。

⑱ このような使いわけを前提とすれば、次のような可能性が導き出せ

ることになる。すなわち、平城京において最小区画を坪と称していた時点においては、条里プランや時に平城京域内でも最小区画を坊と呼んでいた例があり、平安時代に入って平安京で町の語が採用されると、条里プランにおいては、やがて田園化した平城京城と共に坪の語で最小区画を示すようになった。この過程は条里プランの完成・定着プロセスとも矛盾せず、また前掲のような平安時代に平城京城の区画を町と呼んだ事例が存在することも合致する。

⑲ 例えば、日本の都城における坊令は、戸令にもあるように四区画の坊ごとに設定されている。坊墻・坊垣でとり囲まれ、坊門を設け、坊内に五〇〇〇余家を擁した長安城の場合とは大きな違いがある（日比野丈夫『図説中国の歴史4』講談社、一九七七年、一三四〜一三七頁、室永芳三『大都長安』教育社、一九八二年、二〇〜二四、一〇一〜一六頁）。

⑳ 矢守一彦『都市図の歴史——日本編——』講談社、一九七四年、一九〇〜一九一頁

㉑ 仁井田、前掲一④ 二一四〜二一六頁

㉒ 藤田元春、『尺度綜考』刀江書院、一九二九年、一四五〜一五三頁
また、小泉袈裟勝（『ものさし』法政大学出版局、一九七七年、一八四〜一八七頁）や橋本方平（『計測の文化史』朝日新聞社、一九八二年、一〇四〜一〇頁）も、六町一里の起源を条里プランにかかわるとする以上の説明をしていない。

㉓ 「古記」説中の引用、「幡」説は古記の引用である。「古記」が天平十年（七三八）ごろもしくはそれより少し前の成立というから（井上、前掲一⑤）、「幡」説もそれ以前となる。

和銅六年の改訂については、早く横山有清によって論ぜられている（前掲⑫、一九七〜二〇〇、二三四〜二三六頁）。

㉔ 『令集解』賦役令、歳役条

②④ 同前、義倉条

②⑤ 井上・関・土田・青木編、『律令』、前掲①⑩、六九五頁

また、廩牧令には「毎_レ卅里_レ置_二一_レ駅_一」の規定があるから、ここにも引用の可能性があるわけであるが、集解は駅間距離については全くふれていない、駅の配置そのものが基本的に終了しているわけであり、また、もともと令に「隨_レ便安置、不限_二里数_一」としているわけだから、法律家が関心を示す余地がないのであろう。

②⑥ 仁井田、前掲①④、八四六～八四七頁、日本令の基本となったと考えられている永徽令は不明であるが、それ以前の令も以後の令も同文であることになる。

②⑦ 和銅六年は平城遷都以後であるが、前述のように（注四⑩）、藤原京では高麗尺、平城京では唐尺が用いられていた。

②⑧ 橋本、前掲②① 一一一～一一七頁

秋本吉郎校注 『日本古典文学大系2、風土記』岩波書店、一九五

付記

小稿は、昭和五十七年五月十五日の追手門学院大学東洋文化研究会の研究例会において発表した内容を成文化したものである。発表の折および成文化の際に御教示いただいた追手門学院大学今井宇三郎・小畑龍雄両教授、京都大学水津一朗教授、足利健亮助教授、奈良女子大学船越昭生教授、大阪市立大学柴原永遠男氏に深謝致します。また、福井大学林和生氏にも文献の御教示を得たことに對して御礼申し上げます。なお、小稿の作製に際しては、昭和五十六年度文部省科学研究費一般A（代表者今井宇三郎、「唐宋思想文化の総合的研究」）および昭和五十七年度同一般B（代表者足利健亮、「計画古地割及び計画古道の比較歴史地理学的研究」）の一部を使用した。

（追手門学院大学文学部助教）

八年、九四頁

②⑨ 米倉二郎 「農村計画としての条里制——我國中古の村落と其耕地——」、『地理論叢』一、一九三三年、では条里プランの里が、村落制度上の里、および距離の里と同一のものであったと推定されているが、これがそのまま成立しないことは、筆者もすでに論述した（『奈良・平安期の村落形態について』、『史林』五四—三、一九七一年、および前掲①①）。米倉論文においては、距離の里についての検討はなされておらず、藤田元春（前掲②②）によっている。

③⑩ 矢守一彦（前掲①①—九三頁）は、「平安京は、平城京と同じく唐の長安を模しながらも、造型的原理において、より日本的な平面性・羅列性につらぬかれていた」、としているが、これも同一事実の解釈と理解される。

③⑪ 金田、前掲①①

Place Indication Systems and Land Planning
of *Ritsuryo* 律令 Period in China and Japan

by

Akihiro Kinda

The place indication systems of China in *Tang* 唐 Period are known by documents found in *Dunhuang* 敦煌 and *Tulufan* 吐魯蕃; many fields were generally indicated by the administrative units such as *xian·xiang·ri* 縣·鄉·里 or by the proper names of *cun* 村 or *qu* 渠. Their *boundaries* were fixed by showing directions. In many cases, in addition to them, the direction and the distance from *zhouxiangcheng* 州 縣城 (the prefectural palace) or others were written. In such cities, as *Ducheng* 都城 (the capital) or *zhouxiangcheng*, places were indicated by *fang* 坊, each of which had its proper name. Furthermore within *fang* 坊 the direction from *jiao* 角·*yu* 隅 (corner), *men* 門 (gate) and *shizijie* 十字街 (cross-road) showed the location.

In Japan the case is different. In the indication systems of *Heijokyo* 平城京, which were different from those of *Fujiwara-kyo* 藤原京, the indication was made by *bō* 坊 that was standardized with number. In *bō* 坊, still more, the position was shown by number. Later, in *Heian-kyo* 平安京, the unification was more fully advanced as to the indication systems with *bō* 坊 and *jo* 条, as well as the internal divisions within *bō* 坊; the numbered indication went into *cho* 町. Such a mechanical indication with number was introduced and established similarly to the indication systems of *jori* 条里, which I made clear before. Both of them were quite distinct from the general indication systems in *Tang* 唐.

The systems which were so mechanically standardized in Japan were not imported as they were in China but were advanced according to Japanese conditions from eighth century. Except for the indication within *bō* 坊 of the capital, it was sure that the indication of terms *jo* 条 and *bō* 坊 preceded that of *jo* 条 and *ri* 里. But it may be possible that the section of *ri* 里 in the planning of *jo* 条 and *ri* 里 had its standard in *ri* as distance-unit fixed after the reform of measuring in *Wado* 和銅 Period.